

令和によみがえる治安維持法

～「スパイ防止法」を斬る～

講師：海渡雄一さん

弁護士（秘密保護法対策弁護団共同代表・
脱原発弁護団全国連絡会共同代表）



日付	2月3日（火） 18:30～20:30
会場	オンライン
参加人数	23人 参加費 800円
担当委員会	憲法委員会

内容報告

【セミナー内容】

「スパイ防止は戦争準備の合言葉」

スパイ防止法は「民主主義を守る」と称しながら、実際には戦争準備と監視社会を進める危険な法制度です。第2次安倍政権以降、防衛費増大や安保三文書の策定が進み、中国を仮想敵とする体制づくりが強化されてきました。その中で、2025年、国民民主党や参政党から外国勢力の活動登録制度や情報機関創設を柱とする法案が提出されました。その内容をみると、外国人との登録しない交流や政府批判、戦争反対の運動が犯罪化されるおそれがあります。

自民党と維新もスパイ防止法案を準備しています。何よりスパイ防止法制定を長年推進してきたのは旧統一教会でした。

歴史的に見れば、治安維持法も1925年制定当初は「絶対に濫用しない。」と説明されながら、1928年には目的遂行罪や死刑を導入し、予防拘禁制度の創設などを通じて拡大し、思想統制を強め、戦争反対そのものを処罰対象としました。1931年柳条湖事件のように戦争は虚偽から始まり、大手マスコミもそれを知りながら報じませんでした。秘密保護法制や軍機保護法の拡張によって、宮沢レーン事件のように雑談レベルの情報共有まで処罰されました。小林多喜二の拷問死や大本教事件、人民戦線事件、創価学会初代会長の検挙などは、その帰結を示しています。

国会提出法案が参考にしている外国影響力登録制度も、英国や米国などで登録義務違反を犯罪とし、海外との交流研究に過度の萎縮を生み出す効果が出ています。自民党改憲草案で日本国憲法第36条拷問禁止の「絶対に」を削除していることも、戦前の再現を想起させます。2017年の「共謀罪」をめぐる安倍首相の答弁も「絶対に濫用しない」という治安維持法制定時の答弁と瓜二つでした。

こうした監視社会や情報統制、戦争準備の流れを止めるため、地域から組織づくりや学習・行動によってスパイ防止法を阻止する必要があります。

資料



1941年5月の東京銀座通り

宮沢レーン事件の摘発の舞台となった
北大生と外国語教師の「心の会」

現代への警鐘 — 繰り返される「監視」 治安維持法から「スパイ防止法」へ

- ◇ 当時の治安維持法が果たした役割：「人の思想」そのものを処罰することであった。
- ◇ 現在検討されている「スパイ防止法」「外国代理人規制法」にも同様の危険性が潜んでいる。
- ◇ 「特定の人」を監視し、日常の会話を「共謀」とみなす仕組みは、再び私たちの自由を奪い、戦争への道を開かないか？